第　２９　回　　行　田　市　農　業　委　員　会　議　事　録

開　催　年　月　日	令　和　７　年　１０　月　２４　日
開　催　場　所	行　田　市　産　業　文　化　会　館　２　Ａ　・　２　Ｂ　会　議　室
開　議　時　刻	９　時　００　分
閉　議　時　刻	１０　時　３５　分

会　長	藤　間　光　治	会長代理	中　村　賢　一・伊　東　普　丈

農業委員出席状況	議席番号	氏　名	摘　要	議席番号	氏　名	摘　要
	1	藤　間　光　治	出 ○ 席　欠　席	9	新　井　健　一	出 ○ 席　欠　席
	2	中　村　賢　一	出 ○ 席　欠　席	10	関　口　浩　幸	出 ○ 席　欠　席
	3	寺　田　浩　市	出 ○ 席　欠　席	11	伊　東　普　丈	出 ○ 席　欠　席
	4	赤　羽　修　一	出　席　欠 ○ 席	12	田　口　隆　一	出 ○ 席　欠　席
	5	髙　澤　克　芳	出　席　欠 ○ 席	13	宮　﨑　　薫	出 ○ 席　欠　席
	6	川　島　悦　男	出 ○ 席　欠　席			
	7	太　田　　実	出 ○ 席　欠　席			
	8	間々田　英　治	出 ○ 席　欠　席			

	地区番号	氏　　名	摘　　要	地区番号	氏　　名	摘　　要
農地利用最適化推進委員出席状況	①	長谷川　浩	出　席　欠○席	⑪	中村彰男	出○席　欠　席
	②	西村浩一	出○席　欠　席	⑫	堀口晴義	出　席　欠○席
	③	石島　稔	出○席　欠　席	⑬	秋山玉江	出○席　欠　席
	④	浜山陽子	出○席　欠　席	⑭	宇田川はる江	出　席　欠○席
	⑤	森田一男	出○席　欠　席	⑮	江川直一	出○席　欠　席
	⑥	小林　勝	出○席　欠　席	⑯	寺田正彦	出○席　欠　席
	⑦	江袋年史	出　席　欠○席	⑰	島嵜典緒	出○席　欠　席
	⑧	新藤雄作	出○席　欠　席	⑱	荻原増夫	出　席　欠○席
	⑨	長島　孝	出○席　欠　席	⑲	諸貫達也	出○席　欠　席
	⑩	高沢宗春	出　席　欠○席	⑳	木村民夫	出○席　欠　席
関係者				書記	局　長	小林　誠
					主　査	赤城太郎
					主　事	髙澤茉鈴

１　開会	事務局長	開会宣告（９：００）
２　会長あいさつ	会長	あいさつ
３　議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
４　議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、田口委員、宮﨑委員両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。
５　議事 「議案第１号」 農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	主事	はじめに、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。 議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の１ページをご覧ください。議案第１号は、１件となっております。 進行番号１番、埼玉に在住する譲受人が、譲渡人が所有する埼玉字丸墓通〇〇〇〇、地目：畑　外１筆、計 1,497 ㎡について経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の１ページをご覧ください。将軍山古墳の北に位置する埼玉地内のご覧の農地でございます。 以上、議案第１号について、事務局で農地法第３条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
	議長	事務局から議案第１号についての説明がございました。 何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （意見、質問なし）
	議長	ご意見、ご質問が無いようですので、議案第１号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。 よって議案第１号は承認することといたします。

「議案第２号」 農地法第４条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	議長	次に、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。
	主査	議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の１ページをご覧ください。議案第２号は、１件となっております。 進行番号１、申請人が、自己所有の下忍字東谷〇〇〇〇、地目：畑、３１３㎡　外１筆、計６３４㎡について、農家住宅敷地の拡張をしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、現在、農業を営んでおりますが、亡くなった父の土地を相続し調査したところ、敷地の一部について農地法の手続きをしていないことが判明いたしました。申請地は、昭和４５年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の２ページをご覧下さい。国道１７号熊谷バイパス、下忍東交差点の南西に位置する下忍地内の集落内農地でございます。なお、宅地面積と合わせた敷地合計面積は、１６１２．５６３㎡になる予定でございます。 以上で議案第２号の説明を終わりますが、去る１０月２０日、現地調査をしていただいておりますので、中村委員にご報告をお願いいたします。
	中村委員	去る１０月２０日、私と寺田委員並びに事務局職員２名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第２号についての説明及び中村委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （なし）
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第２号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。

		（全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第２号は承認することといたします。
「議案第３号」 農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について		次に、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。
	主査	議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の２ページをご覧ください。議案第３号は、７件となっております。 進行番号１番、鴻巣市に在住する譲受人が、譲渡人が所有する渡柳字神明前〇〇〇〇、地目：畑、４７０㎡、について、売買により住宅１棟、建築面積１２１．７３㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。 譲受人は現在、鴻巣市の借家で暮らしていますが、独立した住居を構えたいと考えていたところ、両親が住む実家の近くで譲渡人と申請地の売買が締結したため、申請に至ったものでございます。 申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の３ページをご覧ください。常世岐姫神社の南西に位置する渡柳地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号２番、行田市下中条に在住する譲受人が、父である譲渡人が所有する下中条字野際〇〇〇〇、地目：畑、１０７㎡について、使用貸借により自己用住宅の敷地拡張を行い、建築面積７９．４９㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。 譲受人は、現在両親と実家にて暮らしておりますが、昭和４４年に建てられた既存住宅の建て替えをするために調査したところ、一部が農地であることが判明いたしました。申請地は、昭和４５年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の４ページをご覧ください。ＪＡほくさい下中条農業倉庫の北西に位置する下中条地内の集落内農地でございます。なお、宅地面積と合わせた敷地合計面積は、６７４．４４㎡になる予定でございます。

		次に、進行番号３番、行田市荒木に在住する譲受人が、譲渡人が所有する荒木字前田〇〇〇〇、地目：田、３６㎡について、売買により自己用住宅の敷地拡張を行い、駐車場にするものとして、申請があったものでございます。 譲受人は、申請地に隣接する宅地に居住しており、申請地を駐車場として借りておりましたが、この度、申請地を購入するために譲渡人に相談したところ農地であることが判明したため、申請にいたったものです。なお、所有者である譲渡人に確認したところ、申請地を相続した平成１１年当時から申請地は砂利敷きされており、農地法の許可なく使用していたことについて深く反省し、今後このようなことが無いよう始末書の提出をされております。加えて、申請地以外の残地農地については責任をもって管理していくとのことです。 場所につきましては、位置図の５ページをご覧ください。秩父鉄道武州荒木駅から南に位置する荒木地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号４番、千葉県成田市にて太陽光発電事業を営む譲受人が、譲渡人が所有する荒木字町屋〇〇〇〇、地目：畑、１２１３㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、千葉県成田市に本社を置き、太陽光発電事業を関東圏に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計１７６枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の４９．５kw、年間発電量が１０万９，７６１kwh で、設備の周囲を高さ１．５ｍのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の６ページをご覧ください。荒木第二区自治会館から北に位置する荒木地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号５番、大阪府大阪市にて太陽光発電事業を営む譲受人が、譲渡人が所有する斎条字大道〇〇〇〇、地目：畑、１１１３㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、大阪府大阪市に本社を置き、太陽光発電事業を全国に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計１５８枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の４９．

		５kw、年間発電量が１０万５，３９９kwh で、設備の周囲を高さ１．３ｍのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 申請地は集落内に介在する農地であり、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の７ページをご覧ください。斎条土地改良区二斎条農民センターの南に位置する斎条地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号６番、行田市持田で土木工事業等を営む譲受人が、譲渡人が所有する皿尾字外張〇〇〇〇、地目：田、１，０８５㎡について、使用貸借により農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。 申請地は、水はけが悪いため長らく営農がされていない田んぼでありましたが、譲渡人が土盛りを行い、ブルーベリー栽培するために、申請に至ったものでございます。工事期間は３ヵ月を予定しており、隣接地はすべて道路、水路となっております。 場所につきましては、位置図の８ページをご覧ください。皿尾の久伊豆神社の東に位置する皿尾地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号７番、鴻巣市で土木工事業を営む譲受人が、譲渡人が所有する堤根字代官田通〇〇〇〇、地目：田、１，１１５㎡、外１筆、合計２，１７９㎡について、使用貸借により農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。 申請地は、水捌けが悪いため土盛りを行い、譲渡人がブドウを栽培するために、申請に至ったものでございます。工事期間は３ヵ月を予定しており、隣接農地の地権者からは同意をいただいております。 場所につきましては、位置図の９ページをご覧ください。県道上中森鴻巣線、常盤橋の西に位置する堤根地内の集落内農地でございます。 以上で議案第３号の説明を終わりますが、去る１０月２０日、現地調査をしていただいておりますので、寺田委員にご報告をお願いいたします。

	寺田委員	去る１０月２０日、私と中村委員並びに事務局職員２名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。 事務局から議案第３号についての説明及び寺田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	伊東委員	進行番号５番の太陽光発電施設についてですが、周辺住民の方から不安であったり反対の相談が私のところに届いています。申請者の方には、後々のトラブルを避けるためにも近隣の住民や耕作者に説明をし、工事を進めてほしいと伝えていただきたいです。以上です。
	議長	伊東委員からご意見がございました。事務局から回答をお願いします。
	主査	本件については、申請書類等がすべて揃っており不備が無いため、不許可とすることは難しいと考えます。近隣の方々のご理解が得られるよう、事業の説明をしていただくことを申請者にお伝えさせていただく形でもよろしいでしょうか。
	議長	それでは、進行番号５番のみ、近隣への事業の説明をもって条件付で承認に賛成の委員は挙手を願います。 （挙手多数）
	議長	挙手多数と認めます。よって、進行番号５番については、条件付で承認することといたします。 次に、ほかの議案第２号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第３号は承認することといたします。
「議案第４号」 農地法第５条の規定による許可の取消申出について		次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可の取消申出について」、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。

	主査	議案第４号「農地法第５条の規定による許可の取消申出について」ご説明申し上げます。 議案書の３ページをご覧ください。議案第４号は、１件となっております。 進行番号１番、行田市小針で建設業を営む譲受人が、譲渡人が所有する小見字観音前通〇〇〇〇、地目：田、８９２㎡、外２筆、合計１，４９６㎡について、資材置場にするため、令和７年６月２日付、指令加農振第５－２７号において、許可を受けておりましたが、売買契約が不調、取り消しとなったため許可の取消を行おうとするものです。 以上、議案第４号について、事務局で取消申し出書類を精査すると共に、現地を確認しましたところ、いずれも妥当なものと思慮されることからご提案するものでございます。 以上、説明とさせていただきます。
	議長	事務局から議案第４号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （なし）
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第４号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第４号は承認することといたします。
「議案第５号」 農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項の規定による農業振興地域整備計画の変更について		次に、議案第５号「農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。
	主査	議案第５号「農業振興地域の整備に関する法律第１３条第１項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」ご説明申し上げます。 議案書の３ページをお願いいたします。 本件は、農業振興地域内の農用地の除外について「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２」の規定により、行田市からその除外について農業委員会に意見を求められているものでございます。今回は、重要変更が１件でございます。重要変更とは、農業用施設などの軽微な変更以外の用途に変更を行おうとす

		る場合でございます。 本案件は農政課から建築開発課をはじめとする関係各課において意見協議済みであることをご報告いたします。 進行番号１、行田市門井町三丁目に在住する申請人が、所有する下中条字野際〇〇〇〇、地目：畑、１５００㎡のうち４９９㎡について、分家住宅にしたいため、農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。 申請人は、申請地に近接する実家にて、週末のみ夫婦で農業を手伝っており、将来農業を継ぐことを見据えて、実家近くでの住宅の建設を希望しています。しかしながら、実家近くでは販売されている物件がないことから、両親に相談した結果、祖父が所有する申請地において承諾が得られたため申し出に至ったものでございます。 本件は申請地以外に建設できる土地はなく、また、除外の要件をすべて満たしていると考えられることからやむを得ないものと思慮されます。 場所につきましては、位置図の４ページをご覧ください。ＪＡほくさい下中条農業倉庫から西に位置する下中条地内の農振農用地でございます。 以上、説明とさせていただきます。
	議長	事務局から議案第５号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （なし）
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第５号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第５号は承認することといたします。 次に、議案第６号「農用地利用集積等促進計画案について」、を議題といたします。 本議案は、農業委員会に関する法律第３１条、議事参与の制限に該当する委員が含まれており、私も該当しております。よって、同条の規程により、議長を中村委員に交代いたします。

「議案第６号」 農用地利用集積等促進計画（案）について	中村代理（議長）	定めに従いまして、しばしの間、議長の職を務めさせていただきます。 農業委員会等に関する法律第３１条の規程により、議事参与の制限が適用されますので、藤間会長、髙澤委員、間々田委員、新井委員、関口委員、伊東委員、新藤委員、西村進員、諸貫委員には、一時退席をお願いいたします。その他、該当する方いらっしゃれば、申し出て下さい。 （該当委員退席）
	中村代理（議長）	事務局より説明をいたさせます。
	主査	議案第６号「農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明申し上げます。別紙資料をご確認願います。 本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますことから、農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。 今回の中間管理は１１月１５日を開始日とするもので、委員の皆様に利用集積活動の一環として取りまとめをお願いしたものでございます。 個々の案件につきましては、別紙の「議案第６号　農用地利用集積等促進計画（案）について」のとおりでございますが、件数が多いため、後ほどご確認いただき、最後のページ、１８ページの「農用地利用集積等促進計画（案）集計表」によりご説明させていただきます。 まず、申し出のあった総数でございますが、一番下をご覧ください。 件数が３４９件、面積の合計は、３２万８，７６９．１６㎡となっております。 次に、１．新規設定の賃貸借が２１７件、田：１９万５，１６１㎡、畑：１万１，３０４㎡、合計２０万６，４６５㎡となっております。 次に、使用貸借が９９件、田：４万９，４４２．１６㎡、畑：３万２，７２３㎡、合計８万２，１６５．１６㎡となっております。 新規設定の合計が３１６件、２８万８，６３０．１６㎡となっております。 次に、２．再設定の賃貸借が３３件、田：３万９，４２８㎡、畑：７１１㎡、合計４万１３９㎡となっております。使用貸借は０件です。 以上で、議案第６号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。 以上、説明とさせていただきます。

	中村代理（議長）	事務局から議案第６号について説明がございました。 何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 （なし）
	中村代理（議長）	ご意見、ご質問がないようですので、議案第６号につきまして、原案のとおり、承認に賛成の委員は挙手を願います。 （挙手全員）
	中村代理（議長）	挙手全員（多数）と認めます。よって、「議案第６号」は承認することといたします。退席した委員の入室を認めます。 （該当委員着席）
	中村代理（議長）	藤間会長、髙澤委員、間々田委員、新井委員、関口委員、伊東委員、西村委員、新藤委員、諸貫委員に申上げます 「議案第６号」は、原案のとおり承認されました。 それでは、議長を藤間会長にお返しいたします。
『報告事項』	議長	次に報告事項でございます。専決事項等に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主事	議案書４ページをご覧ください。 （１）「農地法第５条の規定による許可申請書の取下げ願について」でございます。 進行番号１、神奈川県横浜市に本社をおき、太陽光発電事業を全国的に展開している譲受人が、譲渡人が所有する藤間字〇〇〇〇、地目：田、１７１㎡、外１筆、計６５０㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして、本年８月２５日開催の第２７回農業委員会でご審議いただき、承認相当として県へ進達しておりましたが、この度、土地利用計画の再検討のため、申請取り下げ願いが提出されたものでございます。 進行番号２、熊谷市で精神疾患医療の病院を営む譲受人が、譲渡人が所有する長野字吾妻〇〇〇〇、地目：田９８５㎡、外７筆、計４，８４９㎡について、売買により診療所１棟を建築したいとして、本年８月２５日開催の第２７回農業委員会でご審議いただき、承認相当として県へ進達しておりましたが、この度、敷地形状の変更のため、申請取り下げ願いが提出されたものでございます。 次に、（２）「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書の専決について」でございます。

		（２）につきましては、市街化区域内における転用でございます。 市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。 本件は、１件の届出があり、転用目的は、　賃貸用店舗　でございます。 添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。
	議長	以上で報告事項を終わります。事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
６　その他	事務局長	つづきまして、その他でございます。 ・農地パトロールについて ・全国農業新聞料金改定について ・農業委員会研修資料（権限移譲）の共有について ・農地転用権限移譲に伴う事務について ・来年度委員改選について ・市議会一般質問の報告について ・新嘗祭　献穀米について ・公務災害補償制度の説明について ・農地中間管理事業説明会（公社から説明） 以上をもちまして、第２９回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。
７　閉会		（１０：３５）

その他特に重要と認めた事項	

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

……

署 名 委 員

……

署 名 委 員

……